

改正

平成29年4月1日規則第4号

令和3年3月19日規則第2号

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 池田町土地利用審議会（第5条—第10条）

第3章 土地利用調整協議（第11条—第14条）

第4章 開発事業事前協議

第1節 協議手続等（第15条—第22条）

第2節 公聴会（第23条—第30条）

第5章 開発事業審査（第31条—第35条）

第6章 開発事業に関する工事の手続（第36条—第40条）

第7章 雑則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例（平成23年池田町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（規則で定める町民等）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（1） 池田町にある土地又は建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を管理、占有若しくは使用する者

（2） その他町長が適当と認める者

（規則で定める近隣関係者）

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長が指定した自治会（池田町自治会規則（昭和39年池田町規則第5号）第1条に規定する「自治会」をいう。以下同じ。）の区域に居住する住民
- (2) 開発区域に存し、又は隣接する河川、水路若しくは排水路を管理する組織の代表者
- (3) 景観形成、環境保全その他に関する協定が締結されている地域で開発事業が行われるときは、当該協定を運営する組織の代表者
- (4) 町長が指定した自治会の長
- (5) その他町長が適当と認める者

第2章 池田町土地利用審議会

（組織）

第5条 条例第12条第1項に規定する審議会（以下「審議会」という。）は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 池田町議会議員 2人以内
- (2) 池田町総合計画審議会委員 2人以内
- (3) 識見を有する者 6人以内

（任期）

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の禁止行為）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（会長）

第8条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

第3章 土地利用調整協議

(土地利用調整協議書)

第11条 条例第20条第1項に規定する調整協議書は、様式第1号による。

(軽微な規模の開発事業)

第12条 条例第20条第2項第3号に規定する規則で定める軽微な規模の開発事業は、条例第21条第1項各号に掲げる開発事業を除いた次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物を建築する開発事業で、当該建築物の延床面積の合計が30平方メートル以下のもの
- (2) 工作物（建築物を除く。）を建設する開発事業で、当該工作物の築造面積が10平方メートル以下のもの
- (3) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の区画形質の変更で、敷地面積が20平方メートル以下又は当該開発事業の実施により生じる法面若しくは擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、敷地面積が20平方メートル以下又は堆積の高さが1.5メートル以下のもの
- (5) 道路、河川、公園、供給処理施設又は電気通信施設の管理者が、当該施設の維持、修繕その他の管理のために行う開発事業

(既存施設の変更等を目的として行う開発事業)

第13条 条例第20条第2項第4号に規定する既存の建築物等の増築、改築、増設、改造又は用途の変更等を目的として行う開発事業のうち規則で定めるものは、既存の建築物等のある敷地内で行われる建築物等の建築又は建設（以下「建築等」という。）を目的とする開発事業で次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 条例第21条第1項各号に掲げる開発事業に該当しないこと。
- (2) 敷地面積の拡張を伴わないこと。
- (3) 既存の建築物等の床面積（工作物の場合は水平投影面積）の1.5倍を超えないこと。
- (4) 建築物の用途を変更する場合にあっては、当該用途の変更が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の17各号に掲げる類似の用途相互間におけるものであること。

(土地の管理行為に相当する開発事業)

第14条 条例第20条第2項第5号に規定する土地の管理行為に相当する開発事業のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土砂の採取など一時的に農業以外に利用することを目的とするもの
- (2) 仮設の建築物等の建築等又は廃棄自動車その他資材の保管で、30日を超えない範囲内で原状回復するもの

第4章 開発事業事前協議

第1節 協議手続等

(適用除外となる公共的団体)

第15条 条例第22条第1号に規定する規則で定める公共的団体は、自治会とする。

(開発事業事前協議書等)

第16条 条例第23条第1項に規定する事前協議書は、様式第2号とし、同項の規定による提出に当たっては、別表に掲げるもののうち町長が指定する図書を添付しなければならない。

2 事業者は、条例第23条第1項の規定による提出と同時に、公共施設の設置、管理、帰属及び費用負担についての協議書(様式第3号)を町長に提出し、町長と協議しなければならない。

3 条例第23条第3項に規定する変更の届出は、様式第4号による。

(事前公開の標識)

第17条 条例第25条第1項に規定する標識(以下「標識」という。)は、様式第5号によるものとし、その設置に係る費用は、事業者の負担とする。

(説明会の周知及び報告)

第18条 事業者は、条例第26条第1項に規定する説明会を開催しようとするときは、当該説明会の日時及び場所を、標識に明示するとともに、通知、回覧その他の方法により近隣関係者に対し、周知しなければならない。

2 条例第26条第2項に規定する説明会報告書は、様式第6号による。

(開発事業に関する意見書)

第19条 条例第27条第1項に規定する意見書(以下「意見書」という。)は、様式第7号による。

(開発事業に関する指導書)

第20条 条例第30条第1項に規定する指導書(以下「指導書」という。)は、様式第8号による。

2 条例第30条第1項に規定する規則で定める期間は、意見書が提出され条例第28条に規定する公聴会(以下「公聴会」という。)が開催されなかったときは意見書の提出期間満了の日から、公聴会が開催されたときは条例第28条第6項に規定する公聴会報告書の縦覧期間満了の日から、それぞれ30日以内とする。

(指導書に対する見解書)

第21条 条例第31条第1項に規定する見解書（以下「見解書」という。）は、様式第9号による。

（開発事業事前協議終了通知書）

第22条 条例第33条に規定する事前協議終了通知は、様式第10号による。

第2節 公聴会

（公聴会の開催請求等）

第23条 条例第28条第2項に規定する連署の代表者（以下「連署代表者」という。）又は事業者は、公聴会の開催を請求するときは、様式第11号により行わなければならない。

2 連署代表者は、前項の書面を提出するに当たっては、開発事業公聴会開催申出者署名簿（様式第12号。以下「署名簿」という。）を添付しなければならない。

3 町長は、連署代表者から公聴会の開催請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して21日以内に署名簿を審査しなければならない。

4 町長は、前項の規定による署名簿の審査が終了したときは、速やかに、署名簿の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日の翌日から起算して7日間署名簿を当該署名簿の関係人の縦覧に供しなければならない。

（公聴会の開催の公告）

第24条 町長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の日の14日前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 開発事業の概要
- （2） 公聴会の開催の日時及び場所
- （3） 公述の申出をすることができる期間
- （4） その他公聴会の開催に関し必要な事項

（公述の申出）

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第3号の期間内に、開発事業公聴会公述申出書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

（公述人及び参考人）

第26条 公聴会の開催を請求した連署代表者又は事業者は、町長から公聴会に出席して意見を述べることを求められたときは、これに応じなければならない。

2 町長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定により公述の申出を行った者（以下「公述申出人」という。）のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を、あらかじめ選定するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により公述人を選定したときは、あらかじめその旨を公述申出人に通知するものとする。
- 4 公述人は、あらかじめ町長の承認を得たときは、代理人を公聴会に出席させて、意見を述べさせることができる。この場合において、公述人は、開発事業公聴会公述人代理承認申請書（第14号様式）を町長に提出してその承認を受けなければならない。
- 5 町長は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（公述時間）

第27条 町長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を、あらかじめ定めることができる。

- 2 町長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を公述人に通知するものとする。

（公述の内容）

第28条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする開発事業の範囲を超えてはならない。

（公聴会の議長）

第29条 公聴会は、町長の指名する職員が議長として主宰する。

- 2 議長は、公述人の公述が公述時間を超え、若しくは前条の規定に違反したとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 3 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要と認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 4 議長は、公述の内容を明らかにするために、公述人に対し、質疑をすることができる。
- 5 議長は、前3項に規定するもののほか、公聴会の運営を円滑に行うために必要な措置を講ずることができる。

（公聴会の記録）

第30条 議長は、公聴会が終了した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

- （1） 公聴会の開催の日時及び場所
- （2） 開発事業の概要
- （3） 出席した公述人の氏名及び住所
- （4） 公述人が述べた意見の全文又は要旨

(5) その他公聴会の経過に関する事項

2 議長は、前項の規定により作成した公聴会の記録を、速やかに、町長に提出しなければならない。

第5章 開発事業審査

(開発事業承認申請書)

第31条 条例第34条第1項に規定する承認申請書は、様式第15号による。

(池田町開発事業審査会)

第32条 条例第35条第1項に規定する審査会（以下「審査会」という。）は、池田町総合計画企画会設置規程（昭和47年池田町訓令第1号）第3に規定する者及び池田町土地改良区の職員をもって組織する。

2 審査会の会長は、副町長とし、審査会の庶務は、企画政策課において行う。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(規則で定める要件)

第33条 条例第37条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

(1) 条例第8条第1項に規定する土地利用計画と整合していること。

(2) 指導書及び見解書並びに審議会からの意見への対応が十分であると認められること。

(3) その他町民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

(開発事業の承認等)

第34条 条例第37条第2項に規定する承認通知は、様式第16号による。

2 条例第37条第3項に規定する協議継続通知は、様式第17号による。

(開発事業の軽微な変更)

第35条 条例第38条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 事業者の変更。ただし、事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更を除く。

(2) 開発事業の目的又は用途の変更

(3) 開発区域の面積の変更

(4) 開発事業に関する設計の変更

2 条例第38条第2項に規定する軽微な変更の届出は、様式第18号による。

第6章 開発事業に関する工事の手続

(工事着手届出書)

第36条 条例第42条第2項に規定する工事着手の届出は、様式第19号による。

(工事の完了時期の変更届出書等)

第37条 条例第42条第3項に規定する工事の完了時期の変更の届出は、様式第20号によるものとし、工事の中断又は廃止の届出は、様式第21号による。

(工事完了届出書)

第38条 条例第42条第4項に規定する工事完了の届出は、様式第22号による。

(身分を示す証票)

第39条 条例第43条第2項に規定する身分を示す証票は、様式第23号による。

(開発事業に関する工事の検査済通知書)

第40条 条例第44条第1項に規定する検査の結果が承認通知の内容に適合している旨の通知は、様式第24号による。

第7章 雑則

(開発事業に関する勧告書)

第41条 条例第45条に規定する勧告は、様式第25号による。

(開発事業是正措置命令書)

第42条 条例第46条に規定する命令は、様式第26号による。

(公表)

第43条 条例第48条第1項に規定する公表は、公告その他の適切な方法により行うものとする。

(委任)

第44条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第2号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第16条関係）

	図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
1	開発区域位置図	(1) 開発区域を明示	2,500分の1以上	住宅地図の写しでも可
2	公図の写し	(1) 開発区域及びその周辺 (2) 地番、地目、面積並びに所有者の氏名及び住所を公図に明記する。	500分の1以上	(2)については、予定地と接する土地についても同様とする。
3	現況図	(1) 地形、近隣の状況、地盤高及び植生等	500分の1以上	
4	計画平面図	(1) 区画割図（面積を明示） (2) 道路、給排水施設及び給排水経路 (3) その他公共施設等の位置 (4) 建築等が予定されている建築物等の位置 (5) 緑地等の植栽計画（別図面とする）	500分の1以上	4の(1)から(4)まで並びに5の(1)及び(2)については、必要最小限度の図面等にまとめるものとする。
5	給排水計画図	(1) 給排水施設の位置、種類及び形状 (2) 勾配及び流水方向 (3) 管径等（必要に応じて雨水排水計算書）	500分の1以上	
6	造成計画図	現況、計画地盤面、切土及び盛土の状況並びに造成の計画地盤高	500分の1以上	
7	各種構造物構造図	道路、水路、橋梁及び擁壁等	500分の1以上	縦横断面等（寸法入り）
8	予定建築物等立面図	建築等が予定されている建築物等の高さ及び外観等	500分の1以上	

9	予定建築物等 平面図	建築等が予定されている建築物等の 間取り及び床面積等	500分の1以上	
10	各種計算書	排水関係及び擁壁の構造計算等	500分の1以上	
11	土地の登記簿 謄本		全筆分	協議申請時は写 しでも可能
12	その他必要な 図書	その他工事の概要説明に必要なもの	適宜	

備考 提出する図書は、町長が指示したものとする。

土地利用調整協議書

年 月 日

池田町長 様

住所
氏名 ⑩
電話番号 ()

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の目的		
開 発 区 域	池田町大字	番地 外 筆
開 発 区 域 の 敷 地 面 積	m ²	
予定建築物又は 工作物等の内容	規模(構造・延床面積等)	
	用途若しくは内容	
予 定 事 業 者 名		
工 事 予 定 期 間		
備 考		

- 備考 1 位置図・公図写し・登記簿謄本写し・計画平面図・計画立面図（色指定付）・配置図・農地転用許可書写し（農地転用後造成済の場合）・周辺の営農に対する被害防除措置書（農地転用を要する場合）・その他指示する図面等を添付すること。
- 2 土地利用計画における立地可能な用途を示す基準に適合する場合であっても、関係法令に基づき許可されない場合があります。

様式第 2 号（第16条関係）

(地下水の開発を除く開発事業用)

開発事業事前協議書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり協議します。

工 事 施工者	住所 氏名 電話 ()				設計者	住所 氏名 電話 ()					
(開発事業の目的及び計画概要)											
開 発 区 域 の 状 況	開発区域	池田町大字 番地 外 筆 面積 m ²			地目						
	土地利用規制等	池田町土地利用調整基本計画における地域()									
	主たる 接続道路	県・町道 道路幅員		号線 m	県・町道 道路幅員		号線 m	県・町道 道路幅員		号線 m	
土 地 利 用 の 現 況 と 計 画		宅地	農地	その他	公 共 施 設 等		道路	公園	緑地	水路	その他
	現況	m ²	m ²	m ²		現況	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	計画	m ²	m ²	m ²		計画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
事 業 概 要 他	住宅の 場 合	造 成 区画数	区画		区画面積						
			最 大	m ²	最 低	m ²	平 均	m ²			
	上 記 以 外 の 場 合	建築面積		建ぺい率		延床面積		容積率		棟数	
		m ²		%		m ²		%		棟	
		階数		高さ		戸数		駐車場計画台数			
		階		m		戸		m ² 台			
そ の 他	将来の開発計画の有無 有 ・ 無 概要：										
	工事着手予定年月日		年 月 日		工事完了予定年月日		年 月 日				

備考 町長が指定した図書を添付すること。

(地下水の開発事業用)

開発事業事前協議書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり協議します。

井戸の設置場所	池田町大字 番地 外 筆		
採取する地下水の用途	1 農業用 4 水道用	2 水産養殖用 5 家庭用	3 工業用 6 その他 ()
飲用・非飲用井戸の区分	1 飲用 2 非飲用		
1日当たりの平均地下水採取予定量	m ³	揚水期間	1 1年中 2 季節 (月～ 月)
井戸の深度	m	井戸の内径	mm
揚水機の種類	1 水中ポンプ 2 渦巻ポンプ 3 その他 ()		
揚水機の吐出口の断面積	cm ² [(吐出口の内径 cm × 1 / 2) ² × 3.14]		
原動機の出 力	kw	揚水能力	1分間当たり m ³ (又は1日当たり m ³)

備考 1 採取する地下水の用途、揚水期間及び揚水機の種類は、該当番号に○印を付けること。
2 井戸の位置図、構造図、その他町長が指定する図書を添付すること。

様式第 3 号 (第16条関係)

公共施設の設置、管理、帰属及び費用負担についての協議書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () ㊟

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり協議します。

開発区域	池田町大字		番地	外	筆	開発区域の面積	㎡	
工事予定区間	年 月 日から		年 月 日まで					
従前の公共施設	名称	廃止、付替	幅員等	延長	面積	管理者名	土地の帰属	摘要
新設される公共施設	名称	幅員等	延長	面積	管理予定名	土地の帰属	費用負担	摘要
協議内容	設 計							
	管 理 方 法							
	土 地 の 帰 属							
	費 用 負 担							
	そ の 他							

- 備考 1 添付する図書は、町長が指定したものとする。
2 この申請書の提出部数は2部とし、協議が成立した後1部を申請者へ送付する。

様式第 4 号 (第16条関係)

事前協議書内容変更届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 区 域	池田町大字 番地 外 筆		
開 発 区 域 の 面 積	m ²	現況地目	
開 発 事 業 の 目 的			
予 定 建 築 物 の 用 途			
変更の内容	変更前	変更後	変更の理由

備考 変更に係る図書等を添付すること。

様式第5号（第17条関係）

事前公開標識

開発事業計画の概要					計画図	
開発事業の目的					※造成計画平面図その他の開発事業の概要図面を掲示する	
建築物の用途						
開発区域の地番等						
開発区域の面積	㎡					
予定建築物の概要	敷地面積	㎡	建築面積	㎡		
	階数等		高さ	m		
工事予定期間	承認後 年 月から 年 月まで					
事業者住所・氏名	電話番号 ()					
工事施工者住所・氏名	電話番号 ()					※この計画の説明会は、 月 日 時より で開催します。
標識の設置	年 月 日より工事完了日まで					
連絡先	電話番号 ()					

- | | |
|----|---------------------|
| 備考 | 1 標識規格は、町長が別に定める。 |
| | 2 掲示する図面の防水に注意すること。 |

開発事業説明会概要報告書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり提出します。

事業者	住所						
	氏名						
開発区域	池田町大字	番地	外	筆	面積	m ²	地目
開発事業の目的							
説明会開催結果等							
質問・要望等への対応	(説明会での質問、要望事項等)			(事業者の対応の方法等)			

備考 説明会で使用した図書等及び説明会に出席した者の名簿（氏名、住所及び役職名等を記載したもの）を添付するものとする。

様式第 7 号 (第19条関係)

開発事業に関する意見書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の内容	
---------	--

項 目	意 見 の 内 容

備考 項目別に意見を簡潔に記入してください。

開発事業に関する指導書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり指導します。

開発事業の内容	
指導事項	指導内容

指導書に対する見解書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第31条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業 の 内 容	
---------------	--

項 目	指導書の内容	指導書に対する見解

様式第10号（第22条関係）

開発事業事前協議終了通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

印

年 月 日付で協議書の提出があった開発事業に関する事前協議が終了したので、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第33条の規定により、通知します。

許 可 番 号				
開 発 事 業 の 内 容	開 発 区 域	池田町大字 番地 外 筆		
	開発事業の目的			
	開発区域の面積	m ²	区画数	
	予定建築物等の用途			
開 発 事 業 申 請 に あたっての留意事項				

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、池田町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第23条関係）

開発事業公聴会開催請求書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第28条第2項又は第3項の規定により、次のとおり請求します。

開発事業の内容	
署名者の数	人
申出の理由	
請求者の区分	☐ 満20歳以上の町民等 ☐ 事業者

様式第12号（第23条関係）

(表紙)

開発事業の内容

開発事業公聴会開催申出者署名簿

(署名用紙)

[illegible]

備考 太線の枠内を記入してください。

開発事業公聴会公述申出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

私は、 年 月 日に開催される公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し上げます。

開発事業の内容	
述べようとする 意見の要旨	

備考 郵送の場合は、公述申出期間内に必着のこと。

開発事業公聴会公述人代理承認申請書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

私は、 年 月 日に、 で開催される開発事業公聴会において、次の者を代理人として公述させたいので、申請します。

開発事業の内容				
代理人	住 所			
	氏 名			
	申請人との関係		電 話	
代理人をたてる理由				

様式第15号（第31条関係）

(地下水の開発を除く開発事業用)

開発事業承認申請書

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号 () ㊞

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工 事 施工者	住所 氏名 電話 ()				設計者	住所 氏名 電話 ()					
(開発事業の目的及び計画概要)											
工事着手予定年月日		年 月 日		工事完了予定年月日		年 月 日					
開 発 区 域 の 状 況	開発区域	池田町大字 番地 外 筆 面積 m ² 地目									
	土地利用規制等	池田町土地利用調整基本計画における地域 ()									
	主たる 接続道路	県・町道 道路幅員	号線 m	県・町道 道路幅員	号線 m	県・町道 道路幅員	号線 m				
土 地 利 用 の 計 画	現況と計画	宅地	農地	その他	公共施設等	道路	公園	緑地	水路	その他	
	現況	m ²	m ²	m ²		現況	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	計画	m ²	m ²	m ²		計画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
事 業 概 要 他	住宅の 場合	造成 区画数	区画	区画面積							
				最大	m ²	最低	m ²	平均	m ²		
	上 記 以 外 の 場 合	建築面積		建ぺい率		延床面積		容積率		棟数	
		m ²		%		m ²		%		棟	
		階数		高さ		戸数		駐車場計画台数			
階		m		戸		m ² 台					
そ の 他	将来の開発計画 あり ・ なし 概要										
	事前協議における見解書の提出 あり ・ なし										

- 備考 1 町長が指定する図書のほかに、関係者等と事前に協定を締結した場合は、当該協定書の写しを添付すること。
- 2 開発事業事前協議書（様式第2号）に添付した図書で、当初計画から変更があったものについては、変更後の図書を添付すること。
- 3 開発事業事前協議終了通知書（様式第10号）の写しを添付すること。
- 4 事前協議の際に、見解書を提出した場合は、様式第9号の写しを添付すること。

(地下水の開発事業用)

開発事業承認申請書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

井戸の設置場所	池田町大字			番地	外	筆
採取する地下水の用途	1 農業用 4 水道用	2 水産養殖用 5 家庭用	3 工業用 6 その他 ()			
飲用・非飲用井戸の区分	1 飲用	2 非飲用				
1日当たりの平均地下水採取予定量	m ³	揚水期間	1 1年中 2 季節 (月～ 月)			
井戸の深度	m	井戸の内径	mm			
揚水機の種類	1 水中ポンプ	2 渦巻ポンプ	3 その他 ()			
揚水機の吐出口の断面積	cm ² [(吐出口の内径 cm × 1/2) ² × 3.14]					
原動機の出 力	kw	揚水能力	1 分間当たり (又は1日当たり	m ³ m ³)		

- 備考 1 採取する地下水の用途、揚水期間及び揚水機の種類は、該当番号に○印を付けること。
2 井戸の位置図、構造図、その他町長が定める図面を添付すること。
3 開発事業事前協議書（様式第2号）に添付した図書で、当初計画から変更があったものについては、変更後の図書を添付すること。
4 開発事業事前協議終了通知書（様式第10号）の写しを添付すること。
5 事前協議の際に、見解書を提出した場合は、様式第9号の写しを添付すること。

様式第16号（第34条関係）

(地下水の開発を除く開発事業用)

開発事業承認通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

㊟

年 月 日付で申請のあった開発事業について承認したので、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第37条第2項の規定により、通知します。

許 可 番 号				
開 発 事 業 の 内 容	開 発 区 域	池田町大字 番地 外 筆		
	開発事業の目的			
	開発区域の面積	m ²	区画数	
	予定建築物等の 用 途			
承 認 の 条 件				

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、池田町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 備考
- 1 新たに設置する公共施設(道路を除く)のうち町へ帰属するものについては、町長が指定する登記承諾書及び寄付申出書に登記簿謄本、確定測量図及び座標値計算による面積一覧等の書類を添付して、開発事業に関する工事の検査済通知書（様式第24号）の到達後1週間以内に帰属の手続を行うものとする。
 - 2 検査により指摘された事項については、改修後の写真を提出するものとする。

開発事業承認通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

印

年 月 日付で申請のあった開発事業について承認したので、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第37条第2項の規定により、通知します。

許可番号			
開発区域	池田町大字	番地	外 筆
採取する地下水の用途			
1日当たりの平均地下水採取予定量	m ³	揚水期間	
井戸の深度	m	井戸の内径	mm
揚水機の吐出口の断面積	cm ² [(吐出口の内径 cm × 1 / 2) ² × 3.14]		
承認の条件			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、池田町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として(訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第34条関係）

開発事業協議継続通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長

印

年 月 日付で申請のあった開発事業について、下記の理由により承認できないので、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第37条第3項の規定により、協議を継続するよう通知します。

記

開発事業を承認できない理由	
---------------	--

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、池田町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第35条関係）

開発事業軽微変更届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

開発事業の内容を変更したいので、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第38条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の予定区域	池田町大字 番地 外 筆		
開発区域の面積	m ²	現況地目	
開発事業の目的			
予定建築物の用途			
変更の内容	変更前	変更後	変更の理由

備考 変更に係る図面等を添付すること。

工事着手届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事施行者	住所	
	氏名 電話番号 ()	
現場管理者	住所	
	氏名 電話番号 ()	
開発区域	池田町大字	番地 外 筆
	開発事業の 内 容	
開発承認年月日	年 月 日（承認番号： ）	
協定締結年月日	年 月 日	
工事着手年月日	年 月 日	
工事完了予定 年 月 日	年 月 日	
工事工程	別紙のとおり	

備考 工事工程表を添付するものとする。

工事の完了時期の変更届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承認番号				
開発区域	池田町大字 番地 外 筆			
開発区域の面積	m ²	開発事業の目的		
工事完了の時期	完了予定日	年 月 日	変更後	年 月 日
変更の理由				

工事（中断・廃止）届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第42条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 区 域	池田町大字					番地	外	筆
開発区域の面積	㎡		開発事業の目的					
開発承認年月日	年 月 日	変更後	年 月 日	承認番号				
開発事業を（中断・廃止）する理由	※中断する場合は、工事再開予定日 年 月 日							
工事の施工状況及び現状								
開発予定跡地の今後の利用計画								

※以下、町が記入

指導事項等	
-------	--

工事完了届出書

年 月 日

池田町長 殿

住所
氏名
電話番号 () 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第42条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 施 工 者	住 所		
	氏 名	電話番号 ()	
現 場 管 理 者	住 所		
	氏 名	電話番号 ()	
開 発 区 域	池田町大字 番地 外 筆		
	開発事業の 内 容		
開発承認年月日	年 月 日 (承認番号 :)		
協定締結年月日	年 月 日		
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		

（表面）

	第	号	
所属 職氏名			
池田町の土地利用及び開発指導に関する条例に基づく 職員の証			
池田町長		年 月 日	印

85 ミリメートル

（裏面）

1 本証は、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第43条第2項の規定により発行したものである。 2 本証は、立入調査の際必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証の有効期限は、発行の日から1年間とする。
--

開発事業に関する工事の検査済通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開 発 区 域	池田町大字			番地	外	筆
	開発事業の 内 容					
開発承認年月日	年 月 日		承 認 番 号			
工事完了年月日	年 月 日		工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		検査実施年月日	年 月 日		
検 査 者 職 氏 名						
検 査 結 果						
指 摘 事 項 等						

開発事業に関する勧告書

第 号
年 月 日

殿

池田町長 ㊟

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第45条の規定により、次のとおり勧告します。

開発事業	開 発 区 域	池田町大字 番地
	開 発 区 域 の 面 積	m ²
	開 発 事 業 者	
勧 告 措 置 期 限		
勧 告 理 由		

様式第26号（第42条関係）

開発事業是正措置命令書

第 号
年 月 日

殿

池田町長 ㊟

池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第46条の規定により、条例違反を是正するために必要な措置をとるよう命令します。

開発事業	承認番号	第 号
	開発区域	池田町大字 番地 外 筆
	開発事業者	
	用途	
	開発区域の面積	
命令措置期限		年 月 日
命令に至るまでの経過		
命令内容		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、池田町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、池田町を被告として（訴訟において池田町を代表する者は池田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この命令に従わないときは、事業者名及び条例違反の事実等を公表することがあります。